

第20号様式（第22条関係）

認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

令和4年6月15日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地 大阪市北区中之島1-3-20  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇×  
 ふりがな にんてい しゅとく  
 代表者の氏名 認定取得  
 主たる事務所の電話番号 06(6208)9864  
 認定（特例認定）年月日 令和〇年 〇月 〇日  
 認定（特例認定）の有効期間 自令和〇年 〇月 〇日  
 至令和〇年 〇月 〇日

定款又は、登記  
どおりに記載。

規程添付の場合は上段に、既に提出されているものから内容に変更がなく提出しない場合は下段にチェックを記載。

認定通知日

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり書類を提出します。

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄 <input type="checkbox"/>	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口に係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	<input type="checkbox"/>
法第55条第1項ただし書の規定に基づき、提出しない場合	<input type="checkbox"/>	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	<input type="checkbox"/>
前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）		海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	<input type="checkbox"/>
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	<input type="checkbox"/>	法第45条第1項第3号（口に係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	<input type="checkbox"/>	認定基準等チェック表（第3表） 「役員状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	<input type="checkbox"/>	認定基準等チェック表（第4表）（初葉） 認定基準等チェック表（第5表） 認定基準等チェック表（第7表） 欠格事由チェック表	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

（備考）  
・法とは、特定非営利活動促進法をいう。

法人名	特定非営利活動法人〇×	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-------------	------	--------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ]

収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	100,000円
賛助会員受取会費	200,000円
受取寄附金	300,000円
受取民間助成金	400,000円
〇〇事業収益	500,000円
受取利息	6円
雑収入	7,000円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	1,507,006円

活動計算書の収益を転記

借入金の明細

借入先	金額
〇〇銀行〇〇支店	1,000,000円
理事長 認定 取得	2,000,000円
	円
	円
	円
合 計	3,000,000円

借入金がある場合、その借入先ごとに記載

その他

寄附金のうち1,000,000円を特定非営利活動の事業に使用する特定資産として計上
役員借入金が増加3,000,000円

財務諸表の注記に記載するような資産に関する重要事項を記載  
(例) 特定資産・借入金が増減など

2 取引の内容に関する事項 [ 次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引 ]

収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	1,000,000 円	〇〇補助金
(株)〇〇	神戸市〇区〇1-2-3	900,000 円	〇〇事業収益
(公財) 財団	大阪市 区〇4-5-6	800,000 円	助成金
寄附者	(個人情報のため非公開)	700,000 円	寄附金
(特非)	大阪市 区〇7		

取引先ごとに合算し、上位5者を記載。  
個人情報は「寄附金/従業員/(個人情報のため非公開)等」を記載。ただし、役員の氏名は公開。

費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
従業員	(個人情報のため非公開)	500,000 円	給与
検査(株)	東大阪市 10-11-12	400,000 円	検査手数料
浪速通運(株)	大阪市 区〇13-14-15	300,000 円	運送料
中之島コミュニケーションズ	大阪市 区〇16-17-18	200,000 円	プロバイダー料
大阪電信電話(株)	大阪市 区〇19-20-21	100,000 円	電話代

役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
認定 取得	理事長	大阪市北区 1-1-1	平成 29 年 4 月	30,000 円	書籍 30 冊販売
(株)	寄附者	大阪市 区 0-0-0	平成 29 年 8 月	25,000 円	ストラップ 100 個購入
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

譲渡する場合・譲渡される場合両方記載。役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの親族等との取引を記載。









6 海外への送金等に関する事項[ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日 ]

実 施 日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合記載	円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

本市への提出は不要ですが「書類の作成」「事務所への備置き及び閲覧」は、引き続き必要です！！

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合は、その旨を記載。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ]

資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
書籍「 」	1,000円	1冊
DVD「 」	2,000円	1本
ストラップ	600円	1個
タオル	500円	1枚
	円	
物品を販売する場合の価格表を記載		
	円	
	円	

資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
事務スペース	10,000円	1か月、机・椅子1つ分(約4㎡)
機器一式	3,000円	1日
	円	
物品のレンタル、不動産を長期で賃貸する場合の価格表を記載。		
	円	
	円	

役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
セミナー	20,000円	2時間(受講者30人まで)
検査	3,000円	1人あたり、検査項目3種類
相談	1,000円	1時間まで
勉強会	1,000円	1人、1回2時間、資料代込み
会議室	2,000円	1時間(定員10名)
サービスの提供、不動産の短期利用する場合の価格表を記載。		

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人〇×	チェック欄
-----	-------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
    - 役員及びその親族等
    - 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
  - ロ 各社員の表決権が平等であること
  - ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
  - ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数		最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	
			人数	割合 ( ÷ )	人数	割合 ( ÷ )
	R3年4月1日~R4年3月31日	6人	2人	33.3%	2人	33.3%
	年月日~年月日					
	年月日~年月日					
	年月日~年月日	人	人	%	人	%
	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申 請 時		6人	0人	0%	2人	33.3%

、 、 の人数は第3表付表1と同じ。  
2人以上の同一親族・同一法人の社員等がある場合記載。

各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である						申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表(次葉)

八

項 目						申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

該当する項目を で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目						申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

～ は認定(更新)初年度～5年度目(この記載例の場合は令和3年度～令和7年度)の状況を記載。

申請時の欄は、認定(更新)申請したときの状況を認定申請書どおり記載。

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名	特定非営利活動法人○×							申請時
役員数		6人	人	人	人	人	人	6人
最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	0人
最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	2人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					申請時	就任・退任年月日
認定取得	大阪市北区 1-1-1	理事長								平成24年4月1日就任
大阪 太郎	大阪市中央区 2-2-2	理事	(株) × ○							平成24年4月1日就任
浪華 花子	大阪市浪速区 3-3-3	理事								平成24年4月1日就任 令和3年6月24日退任
高津 民江	大阪市港区 4-4-4	理事	監事の子							令和3年6月24日就任
内閣 次郎	大阪市大正区 5-5-5	理事	(株) × ○							平成24年4月1日就任
中島 市子	神戸市○区 6-6-6	理事								平成24年4月1日就任
澁標 一郎	大阪市港区 4-4-4	監事	理事の親							平成24年4月1日就任
~ は認定(更新)初年度~5年度目(この記載例の場合は令和3年度~令和7年度)の状況(その年度に1日でも役員であった場合は )を記載。 役員数は年度末の人数を記載。 続柄等は2人以上の同一親族、同一法人の社員等がある場合記載。申請時の欄は、認定(更新)申請したときの状況を認定申請書どおり記載。										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇×		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳（兼仕分帳）	リングファイル（出力帳票）	随時	7年
現金出納簿補助簿	装丁帳簿	随時	7年
伝票（出金・入金・振替）	リングファイル（出力帳票）	随時	7年
領収書綴り	リングファイル	随時	7年
受領した寄附金への領収書（控）	リングファイル（出力帳票）	随時	7年
従業員名簿	フラットファイル（出力帳票）	随時	7年
賃金台帳	リングファイル（出力帳票）	随時	7年
給与			
社会			
税務関係書類綴り	リングファイル	随時	7年

認定NPO法人は、青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付ける必要があります。法人税法において青色申告法人は帳簿書類を整理し7年間これを納税地に保存しなければならないと定められています。

なお、紙による保存が原則であり、電磁的記録等は所轄税務署長の承認が必要です。承認を受けていなければ「ルーズリーフ」「装丁帳簿」となります。

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人〇×	チェック欄
-----	-------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目						申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目						申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人〇×	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人〇×
-----	-------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
					申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人○×	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1  役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ  認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ  禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ  特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ  暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2  認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3  定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4  国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります <sup>(注3)</sup> ）。 5  国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6  次のいずれかに該当する法人 イ  暴力団 ロ  暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

**(注意事項)**

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 上記4の添付書類（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）は役員報酬規程等提出書には添付不要です。